

青森県報

第三千五百七十三号

平成二十四年
八月三日

(金曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) …… 一

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) …… 二

障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定……………(同) …… 二

保安林の指定解除……………(林政課) …… 二

保安林の指定施業要件の変更……………(同) …… 三

右 同……………(同) …… 三

公 告

青森県津波警報等収集伝達システム改修業務の委託に係る……………(防災消防課) …… 四

一般競争入札……………(同) …… 四

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する……………(県民生活課) …… 五

同法第十条第二項の規定による公告……………(文化課) …… 五

右 同……………(同) …… 六

右 同……………(同) …… 六

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の(□)中「二百三十八万七千円」を「二百四十万千円」に改め、同

表の三の3の(□)の表中

一七、三〇〇円	一七、三〇〇円	一七、三〇〇円	一七、三〇〇円
二八、六〇〇円	二八、六〇〇円	二八、六〇〇円	二八、六〇〇円
三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
五一、六〇〇円	五一、六〇〇円	五一、六〇〇円	五一、六〇〇円
六〇、	六〇、	六〇、	六〇、

を

一七、二〇〇円	一七、二〇〇円	一七、二〇〇円	一七、二〇〇円
二八、五〇〇円	二八、五〇〇円	二八、五〇〇円	二八、五〇〇円
三六、九〇〇円	三六、九〇〇円	三六、九〇〇円	三六、九〇〇円
五一、四〇	五一、四〇	五一、四〇	五一、四〇

に改め、同3の(□)中「たい積等」を「堆積等」に改め、同(□)の表中

一六、九〇〇円	一六、九〇〇円	一六、九〇〇円	一六、九〇〇円
二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二五、四〇〇円	二五、四〇〇円	二五、四〇〇円	二五、四〇〇円

に改め、別表第一の十一

一六、八〇〇円	一六、八〇〇円	一六、八〇〇円	一六、八〇〇円
一九、九〇〇円	一九、九〇〇円	一九、九〇〇円	一九、九〇〇円
二五、三〇〇円	二五、三〇〇円	二五、三〇〇円	二五、三〇〇円

の2中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万四千九百円」を「二万五千三百円」に改め、同1の(二)中「二万六千七百円」を「二万六千二百円」に改め、同1の(三)中「二万七千九百円」を「二万七千七百円」に改め、同1の(四)中「二万五千五百円」を「二万四千九百円」に改め、同1の(五)中「二万七千五百円」を「二万六千九百円」に改め、同1の(六)中「二万四千五百円」を「二万四千六百円」に改め、同1の(七)中「二万四千七百円」を「二万四千八百円」に改め、同1の(八)中「二万三千六百円」を「二万三千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則(以下「改正後の規則」という。)別表第二の一の1の(一)及び(六)から(八)までの規定は平成二十四年四月一日から、改正後の規則別表第一の一の2の(一)の規定は同月六日から適用する。

告 示

青森県告示第六百九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
齊藤内科県庁前クリニック	青森市長島二丁目三の四	平成西・八一
マル大・辻薬局	五所川原市字本町三七	"

青森県告示第六百十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十一条の十四第一項の規定

により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う場所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の六	地域移行支援	障がい者生活支援センター「すみれ」	弘前市大字藤代二丁目一の六	平成西・八一
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の六	地域定着支援	障がい者生活支援センター「すみれ」	弘前市大字藤代二丁目一の六	"
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の六	地域移行支援	障がい者生活支援センター「すみれ」	弘前市大字馬屋町一九の六	"
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の六	地域定着支援	障がい者生活支援センター「すみれ」	弘前市大字馬屋町一九の六	"
社会福祉法人七戸町協議会	上北郡七戸町字野頭一三九の九	地域定着支援	社会福祉法人七戸町協議会	上北郡七戸町字野頭一三九の九	"
社会福祉法人七戸町協議会	上北郡七戸町字野頭一三九の九	地域移行支援	社会福祉法人七戸町協議会	上北郡七戸町字野頭一三九の九	"

青森県告示第六百一十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字滝沢字住吉二二三の一〇五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林解除の理由

鉱業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字田茂木字福取九〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の四、二二の二六、二二の三一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

青森県津波警報等収集伝達システム改修業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 青森県津波警報等収集伝達システム改修業務
- 2 業務概要 青森県津波警報等収集伝達システム改修に係るシステム開発、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの調達、据付調整、不要機器撤去、試験調整等の一切の業務
- 3 履行期限 平成二十五年三月三十一日
- 4 業務場所 青森県庁北棟二階防災消防課機械室ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりシステム開発の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 4 過去に、国又は地方公共団体との間に、「気象庁防災情報XMLフォーマット」の受信及び処理を目的としたシステム開発に係る業務委託若しくは工事請負契約を締結し、履行した実績（下請人としてものを除く。）を有すること。
- 5 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 6 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指

名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

三 資格の審査等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年八月二十七日午後四時までに青森県総務部防災消防課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (二) (一)の説明又は内容の変更に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書等の交付及び設計図書の縦覧

- 1 入札説明書等の交付
 - (一) 期 間 平成二十四年八月三日から同月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時
 - (二) 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県総務部防災消防課
 - (三) 交付の方法 入札説明書等の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県総務部防災消防課防災グループに直接申し込むこと。
- 2 設計図書の縦覧
 - (一) 期 間 平成二十四年八月三日から同年九月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時
 - (二) 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟二階防災消防課
- 3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成二十四年九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時までに、書面を持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）により、青森県総務部防災消防課に提出すること。

五 入札の日時及び場所

- 1 日 時 平成二十四年九月十三日 午後一時三十分

- 2 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟二階災害対策本部室
- 3 その他 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記し、表封筒には「平成二十四年九月十三日入札、件名入札書在中」と朱書きの上、青森県総務部防災消防課長あてに「親展」により平成二十四年九月十二日午後五時までに必着するよう郵送すること。
- 六 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 七 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則第百五十九条の規定による。
- 八 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 九 契約の締結
 - 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
 - 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- 十 入札条件
青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項を除く。）を遵守するほか入札説明書による。
- 十一 入札書記載金額
 - 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。
- 備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。
- 十二 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

十三 調達担当部局名及び所在地

- 1 名 称 青森県総務部防災消防課防災グループ
- 2 住 所 青森市長島一丁目の一（電話番号〇一七 七三四 九〇九七）

SUMMARY

- 1 Subject matter of the contract : System development of Aomori Prefecture Tsunami and Meteorological Warning Information Gathering and Distribution System
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P. M, 27 August, 2012
- 3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P. M, 13 September, 2012

- 4 Contact point for tender documentation :
(tender submitted by mail 5:00P. M, 12 September, 2012)

Fire and Disaster Prevention Division, Department of General Affairs

1-1-1 Nagashi ma Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL (017)734-9097

~~~~~

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リベロ津軽スポーツクラブ

三 代表者の氏名

松宮 隆治

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とスポーツを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ITスクラ

三 代表者の氏名

阿部 一能

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、わが国における道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを図るために、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム（Intelligent Transport Systems、以下ITS）について調査・研究し、普及・啓発を図るとともに、ITS関連事業を実施することを通じ、国民の生活向上並びに経済、産業の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立支援センターアライブ・パル

三 代表者の氏名

小林 祐子

四 主たる事務所の所在地

八戸市青葉三丁目三二の六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者及びその家族の人に対して、社会の中で自立した生活を送るための支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、様々な情報機器を生活、文化、社会などいろいろな面で活かす事業を行い、豊かな生き方とふれあいある地域社会を築くことを目的とする。

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 青森市 東奥印刷株式会社 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭